明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（第16号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している航空機の数を記入すること。

２．可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を記入すること。

３．運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を記入すること。

４．車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を記入すること。

５．障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が２以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を記入すること。